

太田市生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活支援体制整備事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定する事業をいう。以下同じ。）の実施に関し、平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置
- (2) 生活支援体制整備事業推進協議体（以下「協議体」という。）の設置及び運営
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生活支援体制整備事業の実施に関し市長が必要と認めた事項

(コーディネーター)

第3条 市長は、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を推進するため、コーディネーターを配置する。

2 コーディネーターが行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援等サービスのニーズ及び地域資源の把握
- (2) 資源開発
 - ア 地域に不足するサービスの創出
 - イ サービスの担い手の養成
 - ウ 高齢者等が担い手として活動する場の確保
- (3) ネットワークの構築
 - ア 関係者間の情報共有
 - イ サービス提供主体間の連携の体制作り
- (4) ニーズと取組のマッチング
 - ア 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング
 - イ サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源のマッチング

3 コーディネーターは、地域におけるボランティア活動の実績若しくは生活支援等サービスの提供実績のある者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができるものとする。

(協議体の設置)

第4条 市長は、生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び

連携・協働による資源開発等を推進することを目的として協議体を設置する。

2 協議体は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) コーディネーターの選出及び支援に関すること。
- (2) 地域ニーズ及び既存の地域資源の把握並びに情報の見える化の推進に関すること。
- (3) 多様な主体間の情報共有及び連携強化に関すること。
- (4) 生活支援体制整備事業に係る企画及び方針策定に関すること。
- (5) 地域作りにおける意識統一に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生活支援等サービスの体制整備に関し協議体が必要と認められた事項に係る検討、協議及び調整に関すること。

(協議体の組織)

第5条 協議体は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する構成員20人以内で組織する。

- (1) 地縁組織関係者
- (2) 老人クラブ関係者
- (3) ボランティア団体関係者
- (4) NPO法人関係者
- (5) シルバー人材センター職員
- (6) 社会福祉協議会職員
- (7) 地域包括支援センター職員
- (8) 行政機関担当職員
- (9) コーディネーター
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(秘密保持)

第6条 コーディネーター及び協議体の構成員は、職務上知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、生活支援体制整備事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。